

**「普通預金規定」新旧対照表**

(平成24年6月1日付改定)

(下線部が改定箇所です)

改定後(新)	改定前(旧)
<p><b>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、後記 12. (3) <u>各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 12. (3) 各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p>	<p><b>1. (反社会的勢力との取引拒絶)</b></p> <p>この預金口座は、後記 12. (3) <u>①、②A から F および③A から E のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 12. (3) ①、②A から F または③A から E の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。</u></p>
<p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 前項のほか次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、<u>当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、<u>暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者</u> (以下これらを「暴力団員等」という。) に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合</p> <p>A. <u>暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></p> <p>B. <u>暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></p> <p>C. <u>自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること</u></p> <p>D. <u>暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></p> <p>E. <u>役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></p> <p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれか一にでも該当する行為</u>をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他<u>A から D に準ずる行為</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>	<p><b>12. (解約等)</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>前(1)(2)のほか、次の①から③の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。</u></p> <p>①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>②預金者が、<u>次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <p>A. <u>暴力団</u></p> <p>B. <u>暴力団員</u></p> <p>C. <u>暴力団準構成員</u></p> <p>D. <u>暴力団関係企業</u></p> <p>E. <u>総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</u></p> <p>F. <u>その他上記のいずれかに準ずる者</u></p> <p>③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の<u>いずれかに該当する行為</u>をした場合</p> <p>A. 暴力的な要求行為</p> <p>B. 法的な責任を超えた不当な要求行為</p> <p>C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為</p> <p>D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為</p> <p>E. その他<u>上記のいずれかに準ずる行為</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p>